## 北上市婦人相談員設置規則の一部を改正する規則

北上市婦人相談員設置規則(平成3年北上市規則第81号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
北上市婦人相談員設置規則	北上市女性相談支援員設置規則
(設置)	(設置)
第1条 売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条第2項の	第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和
規定により、北上市婦人相談員(以下「相談員」という。)	4年法律第52号)第11条第2項の規定に基づき、北上市女性
を置く。	相談支援員(以下「相談員」という。)を置く。
(職務)	(職務)
第3条 相談員の職務は、次のとおりとする。	第3条 相談員の職務は、次のとおりとする。
(1) 要保護女子のかかえている問題の相談に関すること。	(1) 困難な問題を抱える女性の相談に関すること。
(2) <u>要保護女子</u> 及びその家庭についての必要な調査と指導及	(2) 困難な問題を抱える女性及びその家庭についての必要な
び助言に関すること。	調査と指導及び助言に関すること。
(3) <u>婦女子</u> の生活指導に関すること。	(3) 困難な問題を抱える女性の生活指導に関すること。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。